

静岡県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第73号

静岡県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（昭和52年静岡県規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(販売等の禁止の適用除外)</p> <p>第2条 条例第3条ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>ふぐの塩物、干物等の加工業者（条例第12条第3項の規定による登録を受けた者に限る。）</u></p> <p>(2) <u>ふぐの処理のみを業とする者（条例第12条第3項の規定による登録を受けた者に限る。）</u></p> <p>(3) <u>専ら条例第3条ただし書に規定する魚介類せり売業者若しくは魚介類販売業者又は条例第12条第3項の規定による登録を受けた者に対してふぐを販売することを業とする者</u></p> <p>(免許の申請)</p> <p>第3条 条例第5条第2項の規定による申請は、様式第1号による<u>ふぐ処理師免許申請書</u>に、次に掲げる書類（条例第7条第1項の規定による試験（以下「試験」という。）に合格した者が、当該合格の発表があつた日から3月以内に申請する場合にあつては、第2号及び第4号に掲げる書類を除く。）を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(免許を与える者)</p> <p>第4条 条例第5条第3項第2号の規則で定める者は、<u>次の各号に掲げる要件に該当する者</u></p>	<p>(販売等の禁止の適用除外)</p> <p>第2条 条例第3条第3号の規則で定める者は、<u>専ら同条第2号に掲げる者に対してふぐを販売することを業とする者とする。</u></p> <p>(免許の申請)</p> <p>第3条 条例第5条第2項の規定による申請は、様式第1号による<u>ふぐ処理者免許申請書</u>に、次に掲げる書類（条例第7条第1項の規定による試験（以下「試験」という。）に合格した者が、当該合格の発表があつた日から3月以内に申請する場合にあつては、第2号及び第4号に掲げる書類を除く。）を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(免許を与える者)</p> <p>第4条 条例第5条第3項第2号の規則で定める者は、<u>第10条各号に掲げる科目の内容と同</u></p>

とする。

(1) 第10条各号に掲げる科目の内容と同等以上の科目の内容について試験を実施していると認められる他の都道府県の免許等を受けていること。

(2) 条例及びこの規則について、知事が行う講習会を受講していること。

(ふぐ処理師名簿)

第5条 条例第5条第4項のふぐ処理師名簿には、次に掲げる事項を登載する。

(1)～(4) (略)

(免許証)

第6条 条例第5条第5項に規定するふぐ処理師免許証 (以下「免許証」という。)は、様式第2号によるものとする。

(免許証の書換えの申請)

第7条 条例第5条第6項の規定による申請は、様式第3号によるふぐ処理師免許証書換え申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)・(2) (略)

(免許証の再交付の申請)

第8条 条例第5条第7項の規定による申請は、様式第4号によるふぐ処理師免許証再交付申請書によつてしなければならない。

2 (略)

(条例第6条の2の規則で定める者)

第9条の2 条例第6条の2の規則で定める者は、精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(試験科目)

第10条 試験は、次の科目について行う。

等以上の科目の内容について試験を実施していると認められる他の都道府県の免許等を受けている者とする。

(ふぐ処理者名簿)

第5条 条例第5条第4項のふぐ処理者名簿には、次に掲げる事項を登載する。

(1)～(4) (略)

(免許証)

第6条 条例第5条第5項に規定するふぐ処理者免許証 (以下「免許証」という。)は、様式第2号によるものとする。

(免許証の書換えの申請)

第7条 条例第5条第6項の規定による申請は、様式第3号によるふぐ処理者免許証書換え申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)・(2) (略)

(免許証の再交付の申請)

第8条 条例第5条第7項の規定による申請は、様式第4号によるふぐ処理者免許証再交付申請書によつてしなければならない。

2 (略)

(条例第6条の2の規則で定める者)

第9条の2 条例第6条の2の規則で定める者は、精神の機能の障害によりふぐ処理者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(試験科目)

第10条 試験は、次の科目について行う。

(1) 食品衛生関係法規

(2) 食品衛生学

(3)・(4) (略)

(受験手続)

第13条 試験を受けようとする者は、様式第5号によるふぐ処理師試験受験申込書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 条例第8条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(4) (略)

(登録の申請)

第16条 条例第12条第2項の規定による申請は、様式第6号によるふぐ営業所登録申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 免許を受けている者（条例第14条に規定する専任のふぐ処理師（専任のふぐ処理師を2人以上置く場合は、そのうちから登録を受けようとする者が指定する者）又は登録を受けようとする者（その者が、ふぐ処理師であつて、かつ、申請に係る営業所において自らふぐの処理に従事する場合に限る。）をいう。以下同じ。）の免許証の写

(2) (略)

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条第1項の規定による営業の許可証の写し（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第35条に掲げる業種以外の業種にあつては、ふぐ営業所の施設の配置図）

(登録済証)

第18条 (略)

(1) 水産物（水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものを含む。）の衛生に関する知識

(2)・(3) (略)

(受験手続)

第13条 試験を受けようとする者は、様式第5号によるふぐ処理者試験受験申込書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(登録の申請)

第16条 条例第12条第2項の規定による申請は、様式第6号によるふぐ営業所登録申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 免許を受けている者（条例第14条に規定する専任のふぐ処理者（専任のふぐ処理者を2人以上置く場合は、そのうちから登録を受けようとする者が指定する者）又は登録を受けようとする者（その者が、ふぐ処理者であつて、かつ、申請に係る営業所において自らふぐの処理に従事する場合に限る。）をいう。以下同じ。）の免許証の写し

(2) (略)

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条第1項の規定による営業の許可証の写し

(登録済証)

第18条 (略)

<p>(登録済証の書換えの申請)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(免許証及び登録済証の返納等)</p> <p>第21条 条例第16条第1項の規定による免許証の返納は様式第10号による<u>ふぐ処理師免許証返納書</u>によつて、同項の規定による登録済証の返納は様式第11号によるふぐ営業所登録済証返納書によつてしなければならない。</p> <p>2 条例第16条第2項の規定による届出及び返納は、様式第12号による<u>ふぐ処理師死亡(失そう宣告)届</u>によつてしなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第18条の2 条例第13条第2項に規定する規則で定める事項は、<u>登録業者(法人を除く.)の住所に係る記載の部分とする。</u></p> <p>(登録済証の書換えの申請)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(免許証及び登録済証の返納等)</p> <p>第21条 条例第16条第1項の規定による免許証の返納は様式第10号による<u>ふぐ処理者免許証返納書</u>によつて、同項の規定による登録済証の返納は様式第11号によるふぐ営業所登録済証返納書によつてしなければならない。</p> <p>2 条例第16条第2項の規定による届出及び返納は、様式第12号による<u>ふぐ処理者死亡(失踪宣告)届</u>によつてしなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中「ふぐ処理師免許申請書」を「ふぐ処理者免許申請書」に、「ふぐ処理師の」を「ふぐ処理者の」に、「ふぐ処理師と」を「ふぐ処理者と」に、「静岡県ふぐ処理師試験」を「静岡県ふぐ処理者試験」に改める。

様式第2号(表)中「ふぐ処理師免許証」を「ふぐ処理者免許証」に、同様式(裏)中「ふぐ処理師」を「ふぐ処理者」に、「抜すい」を「抜粋」に改める。

様式第3号中「ふぐ処理師免許証書換え申請書」を「ふぐ処理者免許証書換え申請書」に、「ふぐ処理師免許証の」を「ふぐ処理者免許証の」に改める。

様式第4号中「ふぐ処理師免許証再交付申請書」を「ふぐ処理者免許証再交付申請書」に、「ふぐ処理師免許証を」を「ふぐ処理者免許証を」に改める。

様式第5号中「ふぐ処理師試験受験申込書」を「ふぐ処理者試験受験申込書」に、「ふぐ処理師試験を」を「ふぐ処理者試験を」に改める。

様式第6号中「ふぐ処理師」を「ふぐ処理者」に改める。

様式第10号中「ふぐ処理師免許証返納書」を「ふぐ処理者免許証返納書」に、「ふぐ処理師免許証を」を「ふぐ処理者免許証を」に改める。

様式第12号中「ふぐ処理師死亡(失そう宣告)届」を「ふぐ処理者死亡(失踪宣告)届」に、「ふぐ処理師が」を「ふぐ処理者が」に、「失そうの」を「失踪の」に、「ふぐ処理師免許証」を「ふぐ処理者免許証」に、

「ふぐ処理師」を「ふぐ処理者」に、「失そう宣告)の」を「失踪宣告)の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第9条の規定により許可を受けないで営業を行うことができることとされた者に係るこの規則による改正前の静岡県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条に規定する販売等の禁止の適用除外については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定及び様式により作成されている申請書は、改正後の静岡県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。